**重要事項説明書**

(訪問看護事業)

事業者：訪問看護ステーション七葉

訪問看護サービスのご案内　（重要事項説明書）

1. 訪問看護サービスのお申込みからサービス開始まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者様

 受診

居宅介護支援事業所 訪問看護 申込

ケアマネージャー 申込

 指示

　　　　　　連絡・報告　　　訪問看護 連絡・報告

ステーション　　　　　　　　　主治医

1. 開設者

会社名　　　　　株式会社七葉

住所　　　　　　〒631-0054　奈良県奈良市石木町５８０番地

電話番号　　　　0742－93－3797

代表者名　　　　代表取締役　斎藤　美德

1. 事業所の概要

事業所名　　　　訪問看護ステーション七葉

所在地　　　　　〒631-0054　奈良県奈良市石木町５８０番地

電話番号　　　　0742－93－3797

事業所管理者　　斎藤　美德

1. 事業の目的

　　居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を

　　提供することを目的とします。

1. 運営の方針

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスを提供します。

1. 営業日時及び事業実施地域

営業日　　　月曜日～土曜日　　　　　　実施地域　　奈良市・大和郡山市

営業時間　　9:00～18:00

休日　　　　日曜日・年末年始（12月30日～1月3日）夏季休暇（8月13日～8月15日）

1. 職員の体制

管理者　1名（看護職員と兼務）看護職員　看護師　4名（常勤1名　非常勤3名）

理学療法士　5名　　作業療法士　1名　　言語聴覚士　1名

1. 利用料金について
2. 介護保険・医療保険

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 介護保険による訪問看護（リハビリ） | 医療保険による訪問看護（リハビリ） |  |
| 訪問看護を利用できる方 | 介護保険の被保険者で要介護状態の認定を受けて主治医が訪問看護（リハビリ）を必要と認めた方 | 主治医が訪問看護（リハビリ）の必要を認めた方介護保険の対象でない方介護保険の利用者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方 |  |
|  |
|  |
|  |
| 　利用料金 | 利用時間　　　　　　利用料金（1割負担時） | 健康保険法及び高齢者の医療に関する法律に基づく |  |
| 　 | 訪問看護療養費の一部負担金になります。 |  |
| 【看護】　　　　　　　　要介護　　要支援 | 　 |  |
| 1. 30分未満　　　　　491円　　470円
 | 基本療養費Ⅰ（1日につき） |  |
| 1. 30分～60分未満　　858円　　828円
 | 　週3日まで　　　　　　　　　　5550円 |  |
| 1. 60分～90分未満　　1176円　1136円
 | 　週4日目以降　　　　　　　　　6550円 |  |
| <夜間18～22時・早朝6～8時は1.25倍 | 　 |  |
| 　深夜22～6時は1.5倍 | 基本療養費Ⅲ（外泊中の訪問看護）8500円 |  |
| 【リハビリ】 | 難病等複数回訪問加算　　２回　　4500円 |  |
| ①　理学療法士40分　　　613円　　592円 | 　　　　　　　　　　　　３回　　8000円　 |  |
| ②　理学療法士60分　　　919円　　888円 | 　 |  |
| 初回加算(Ⅰ）　　　　　　　　　　365円 | 訪問看護管理療養費　月の初日　　7670円 |  |
| 初回加算(Ⅱ）　　　　　　　　　　313円 | 訪問看護管理療養費（Ⅰ）　　　　3000円 |  |
| 緊急時訪問看護加算　　　　　　599円／月 | 長時間訪問看護加算　　　　　　　5200円 |  |
| 　 | 複数名訪問看護加算（週に1回）　4500円 |  |
| 厚生労働大臣の定める状態にある者 | 夜間・早朝訪問看護加算　　　　　2100円 |  |
| 　　特別管理加算Ⅰ　　　　　　521円／月 | 深夜訪問看護加算　　　　　　　　4200円 |  |
| 　　特別管理加算Ⅱ　　　　　　261円／月 | 24時間対応体制加算（1月につき）6520円 |  |
| 　 | 　 |  |
| 複数名訪問の場合の加算 | 厚生労働大臣の定める状態にある者 |  |
| 　　30分未満　　　　　　　　　　265円 | 　特別管理加算　（1月につき） |  |
| 　　30分以上　　　　　　　　　　419円 | 　特別管理加算　（1月につき） |  |
| 　 | 　　　　　　　　　　5000円または2500円 |  |
| 退院時共同指導加算　　　　　　　　625円 | 　 |  |
| ターミナルケア加算　　　　　　　2605円 | 退院時共同指導加算　　　　　　　8000円 |  |
| 長時間訪問看護加算（1回につき）　313円 | ターミナルケア療養費　　　　　　25000円訪問看護医療DX情報活用加算　　　　50円訪問看護ベ－スアップ評価料（Ⅰ）　780円 |  |
|  |  |  |  |

※DX情報活用加算　居宅同意取得型のオンライン資格等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、その活用によって質の高い訪問看護を提供する。

※ベ－スアップ評価　看護職員・病院薬剤師その他の医療関係職種について賃上げを実施していくことを目的とした評価料。

1. 有償（自費）サービス

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの種類・内容 | 利用料 |
|
| * 1. 時間の訪問看護サービス
 | 日中 | 4870円／30分 |
| 　所定の訪問看護の時間を超えた場合 | 夜間・早朝 | 6087円／30分 |
| 　医療保険：2時間を超えた場合 | 深夜 | 7300円／30分 |
| 　介護保険：1時間半を超えた場合 |
| ②通常の訪問看護サービス以外 | 日中 | 8500円／1時間 |
| ・介護保険区分支給限度額を超えた場合 | 夜間・早朝 | 10800円／1時間 |
| ・医療保険対象者で週4日目以降の訪問 | 深夜 | 12960円／1時間 |
| （特別指示書は除く） |
| ③衛生材料等　駐車料金 | 　 | 実費 |
| ④死亡時の看護 | ご遺体のお世話 | 16200円／1回 |
| 1. 交通費について
 | 通常の事業の実施地域を超えた地点から、20kmあたり200円 |

○夜間帯　18～22時　　深夜帯　22～6時　　早朝帯6～8時

1. 支払いについて

料金費用は当月分を月末に精算し、翌月15日までに請求書を発行、郵送いたします。

＜支払い方法＞

・口座自動振替より、翌月26日に口座から引き落としさせていただきます。但し、口座振替が困難で、現金のお支払いを希望される方は、担当者が訪問時に請求書をお渡ししますので、次回訪問時に領収書と引き換えにお支払い下さい。

1. 緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡しその指示のもとに適切に対処します。

1. 訪問看護員の禁止事項
	1. 洗濯・掃除・炊事などの家事援助
	2. 契約者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
	3. 契約者もしくは、その家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
	4. 契約者もしくは、その家族等からのおもてなし・金品等の授受
2. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護サービス提供により、事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1. 守秘義務
2. 業務上知り得た秘密情報に関して、発表・漏えい・公開・利用はいたしません。
3. 個人情報は細心の注意を払い、個人情報保護法の規定の範囲を超えた利用はいたしません。

13 訪問時の安全について

訪問時に災害等が発生し利用者や職員に身の危険が生じた場合、利用者の安全を確保のうえ、

サ－ビスを中断させていただきます。

また、暴力やハラスメントの事案が生じた場合、直ちに職員は退避するように指導しております。

なお、暴言や強い抵抗等でケアが継続できない状態になった場合は、ご家族との話し合いで、訪問

を終了させていただくことがございます。

14 虐待の防止について

　事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。

　　　虐待防止に関する責任者　　管理者　斎藤　美徳

　　（２）成年後見制度の利用者を支援します。

　（３）苦情解決体制を整備しています。

　（４）従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

　（５）サ－ビス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）

　　　　による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

15　その他

道路渋滞・設備（車・バイク）の故障・天災その他やむ得ない理由により、サービス開始時刻の遅延または当日にサービスが提供できなくなる場合もありますので、ご了承ください。

16 　相談・苦情の受付について

当事業所に対するご相談や苦情は以下の窓口で受け付けます。

○電話番号　0742－93－3797

○担当者　　斎藤　美徳

その他、以下の窓口でも受け付けています。

 奈良市役所　　　介護福祉課　　　　　 0742-34-5422

大和郡山市役所　介護福祉課　　　　　 0743-53-1151

奈良県国民健康保険団体連合会　　　　 0120-21-6899（0744-21-6811）

補足＜利用料金加算について＞

1. 緊急時訪問看護加算・ターミナルケア加算は利用者の同意を得て加算されます。

利用を希望し同意された場合は、別紙にて連絡方法をお知らせします。

1. 下記の厚生労働大臣が定める状態にある者に該当する利用者に、特別管理加算として加算されます。

○特別管理加算Ⅰ　気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

○特別管理加算Ⅱ　在宅酸素療法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理などを受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

1. 自宅で死亡した利用者について、指定訪問看護事業所の看護師が、その死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合にターミナル加算として加算されます。
2. 利用者の身体的理由等により１人の看護師等による訪問看護が困難な場合、同時に2人の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合に複数名訪問看護加算として加算されます。

個人情報の利用目的

以下の範囲で個人情報を利用させていただく場合があります。

1. 事業所内での利用

・保険請求等の事務

・会計、経理等の事務

・事故等の報告、連絡、相談

・ご利用者様へのサービスの向上（カンファレンス、研修等）

・その他、ご利用者様に係る事業者の管理運営業務

1. 他の事業者への情報提供

・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービス提供する他の居宅サービス

事業者や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答

医療従事者や介護従事者その他の関係者が「奈良あんしんネット」※（メディカルケアステ－

　　　ション：MCS）を用いて診療情報を含む患者および家族等の個人情報を共有・提供

・その他の業務委託

・家族等介護者への心身の状況説明

・介護保険事務の委託

・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答

・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

1. その他上記以外の利用目的（原則として利用者の同意を得ます）

・サービス業務の維持、改善のための基礎資料

・学会等での発表

・外部監査機関への情報提供

・関係法令等に基づく行政機関への報告等

※奈良あんしんネットは以下のような特徴があり、必要に応じて利用する場合があります。

・医療介護従事者の連携を円滑に図るために、医療介護専用に開発されたシステムです。

・医療介護ならではのセキュリティ、アクセス制御、管理体系が整った完全非公開型の

　システムです。

・災害時等でも医療介護従事者間での連携が取りやすいように配慮されたシステムです。

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報の利用目的について説明を行いました。

令和　　年　　月　　日　　　〒631-0054　奈良県奈良市石木町５８０番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社七葉　 訪問看護ステーション七葉

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表取締役　斎藤　美德　　　　㊞

管理者　　　斎藤　美徳

　　　　　　　　　　　　　　　　　説明者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の利用目的についての説明を受け、訪問看護サービスの提供の開始に同意しました。

　　　　　　　住所

　　　　　　　利用者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　住所

　　　　　　　家族（代理人）氏名　　　　　　　　　　　　　続柄　　　　㊞

緊急連絡先①　　氏名　　　　　　　　　　　　（続柄　　　）電話番号

緊急連絡先②　　氏名　　　　　　　　　　　　（続柄　　　）電話番号

＜加算等の確認＞

・特別管理加算　　（　Ⅰ　・　Ⅱ　）　　　　　　　　あり　　・　　なし

・緊急時訪問看護加算・ターミナル加算　　　　　　　　同意する　　・　　同意しない